きょたくかいことうさー び す じゅうようじこうせつめいしょ 「居宅介護等サービス」 重要事項説明書

本筆要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される芳に対して、 社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意 いただきたいことを説明するものです。

* 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護等を提供します。 当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

はかいるくしほうじんやまだまちしゃかいるとしまえるまかい 社会福祉法人山田町社会福祉協議会 (山田町社協指定訪問介護事業所)

当事業所は岩手県の指定を受けています。

行動援護 第031300093-13号

筒行接護 第0313000093-14号

1 事業者

名称	しゃかいふくしほうじん やまだまちしゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 山田町社会福祉協議会
所在地	岩手填下閉伊都山西町山西第15地割82番地2
でかわばんごう 電話番号	0193-82-3841
だいひょうしゃ しめい 代表者氏名	からょう はたい こうこ 会長 箱石 紅子
設立年月日	增和41241240

2 事業所の概要

2 争来//10/M/文	
事業所の種類	指定居宅介護事業所・平成18年9月29日岩手県指令宮地保
	第666号
事業の目的	障害者総合支援法に基づく居宅介護等
事業所の名称	やまだまちしゃきょうしていほうちんかいこじぎょうしょ 山田町社協指定訪問介護事業所
事業所の所在地	いりてけんしもへいぐんやまだまちゃまだだい ちゃり ばんち 岩手県下閉伊郡山田町山田第15地割82番地2
でんわばんごう電話番号	0193-82-3841
かんりしゃ しめい 管理者氏名	(職名) 在答為,以為語為不養人。
事業所の運営方針について	対向者が可能な限りその 居宅において、その有する能力に応じ自立生
	だる。 を
かいせつねんげつ 開設年月	
じぎょうしょ おこな た ぎょうむ 事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 平成12年1月31日岩手県指定第1100-0349号

3 事業実施地域

やまだまちぜんいき

4 営業時間

対きょうび営業日	月曜日から土曜日(原則)
受付時間	月~土 8時30分~17時15分(原則)
サービス提供時間帯	肖~ £ 8時30勞~17時15勞(僚颠)

5 職員の体制

< 主な職員の配置状況 > *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	(10) 10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1								
	賴種	the Display 正規常勤 tho Display (専従)	th to the state of the state o	無期雇用 意かなになる。 期間任用 (専従))	ままれる。 無期にはます。 期間任まり けんな (兼務)	常勤	指定	織務の内容	
1.	管理者		1名				1名	じゅうじしゃ 従事者 及び _{きょうむ} かんり 業務の管理	
2.	サービス提供責任者	1営	1名				1茗	サービス 提 供 に関すること	
3.	善管外護從事者 (朱二公へルバー)	1名	7名		6名	1名	2.5名		
	(1)介護福祉士	1名	5名		5名			きょたくかいごとう	
	(2)実務者研修							きょたくかいことう 居宅介護等 サービスの ていきょう	
	(3)看護師		1名					ていきょう 提供	
	(4) 初任者研修 ・ ヘルパー 2 級 課程修 了者		1営		1名				
	4. 登録訪問介護員 (8名)								

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護等を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容(契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護等計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、真体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の節し出により、いつでも見置すことができます

<サービス区分及びサービス内容>

居宅介護等

- ① 身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事の介助をします。)
 - O入浴介助・清拭・洗髪… 入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪などを行います。
 - 〇排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います。
 - ○食事介助…食事の介助を行います。
 - 〇衣服の着脱の介助… 衣服の着脱の介助を行います。
 - ○通院介助…通院の介助を行います。
 - 〇その他必要な身体介護を 行います。
 - *医療行為はいたしません。
- ② 家事援助(ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。)
 - ○調理 … 利用者の食事の用意を行います。

 - できないいりょうしゃ きょい そうじ せいりせいなん おきないます。 分掃除 … 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - ○買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
 - 〇その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
 - *預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません)
 - *利用者以外の

 一方の

 「語記の

 「記記の

 「記述の

 「記述
- ③ 外出時の移動中の介護
 - 〇官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び条暇活動等社会参加のための外出援助を行います。
 - *1日の範囲内で角霧を終えるものを隙削とし、通勤、營業活動等の経済活動に篠る外出、通常かつ 養顔にわたる外出の介助はいたしません。
- ④ 首言判断が制限されている光が行動するときに、危険を固避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ⑤ その他、必要に能じて健康や自常生活上の状況をお得いし、生活上のご相談や助告を行います。

(2)利用者負担額(契約書第5条参照)

生記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者質担労としてサービス料整の1割(定率負担)を事業者にお支払い資きます。 個別減発が適用される場合には、減免後の整額になります。

- く2人のボームヘルパーにより訪問を行った場合>
- ○1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合などで、利用者の同意のもと2人のヘルパーで ・サービえを提供した場合は、2倍の利用者質担額をいただきます。
- < 訪問介護職員処遇改善加算について>
- 〇「特定事業所加算1」とは1岁月の基本単位製に10世光が加算され、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境整備、電量度著への対応などをでっている事業所に加算されます。

- / タようしゃ ふたんがく しょうげん <利用者負担額の 上限について>
- 〇介護給付費対象のサービオ(ホームヘルプサービオ、ディサービオ、ショートオティ)が前者 資担額は上がが差められています。
- 〇利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上記で理者に選任される場合には、サービス 利用開始の際にその管をおむし出ください。

<償還払い>

- 〇事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の室額をいったんお支払いいただきます。 この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領域書」を添えてお存まいの指面科に申請すると介護給付費が支給されます。)
- (3) サービス利用にかかる実費負担額(契約書第5条参照)
 - もこどえ程候に愛する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。
- ① 通院介助においてボームへルバーに公共交通機関などの交通費のほか、一次の場合を対している。 対対対対 場が 対対対 が必要な場合、その実費をいただきます。 (サービス利用時にその都度ご負担いただきます。)

く利用者負担の減免について>

「利用者負担に関する月額上限)

○ いが月あたりのサービネ利用にかかる「産薬質担」については、所得に能じて4区分の月額質担額が設定され、それ以上の質担は必要ありません。

< ji / j	世帯の収入状況	いっかげつ かたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	O취
低所得 1	しらょうそかみんぜいひかぜいせたい きー ひず りょう 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用	O円
	するご本人の収入が80万円以下の方	
低所得2	市町村民税非課税世帯	O円
いっぱん 一 加文	完 <u>的</u> 科党税課税世帯	9,300円

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法(契約書第5条参照)

が記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月また日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

またゆうまかんこうを 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる釜融機関:非日本銀行、岩手銀行、営店信用金庫、郵便局

(5)利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定首の静に、利用者の都合により、居宅介護等計画で差めたサービスの利用を印記 芝は変量することができます。この場合にはサービスの実施首の新日芷年までに事業者に ・ 単し出てください。
- ② 利角等定台の筋炭白までに静し出なく、筋臼または当台になって利角の静止の静し出をされた場合、散消料として下記の料念をお支払いいただく場合があります。値し利用者の体調 米食等やむを得ない場合は散消料はいただきません。

サービス利用日の前や日までに し出があった場合	th
サービ 支利角 首の	サービス料金の5%
すっぱっぴ すっぱっぴ とうじつ	e - ʊ ਚ ワュュラセム サービス料金の10%

- ③ 指動科が決定した「隻給量」及び当該サービスの利用状院によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変量・追加は、ボームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能目時を利用者に提崇するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額(交通費等)の変更

まってきたんが、 (こうこうひとう) を変更する場合は、 原則としてその2か月前までにご説明します。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ 利剤者から特定のボームヘルパーを指名することはできませんが、ボームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様和談整管等にご建慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービえは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・浴浴はすべて事業者が行います。値し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービえ実施のために必要な備品等(水道・ガえ・電気を含む)は無償で使用させていただきます。(ボーガヘルパーが掌葉所に強絡する場合の電話を使用させていただきます)

(3) サービス内容の変更

☆ 誘問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス防管を変量します。その場合、事業者は、
変量したサービスの防管を時間に端じたサービス利用料金を講像します。

(4) 受給者証の確認

「怪所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載的容に変更があった場合は 速やかにボームへルが一にお知らせください。また、担当ボームへルが一やサービス提供管任者 が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ボームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービオの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食(移動介護等において利用者の同意を得て利用者とご緒に 飲食を行う場合は除きます。)
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は 算体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行うに動物活動、数治活動、強利活動 及びその他継続行為

8 サービスの実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービえ提供ごとに、実施自時度び実施したサービえ防容などを記録し、利用者にその防容のご確認をいただきます。防容に、間違いやご意見があればいつでもお前し出ください。なお、常管介護計画度びサービえ提供ごとの記録は、サービえ提供台より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係活や(及び山田町社会福祉協議会個人情報保護規程)に基づいて、利用省の記録や情報を適切に管理し、利用者の歌めに応じてその内容を開崇します。(開崇に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の資担となります。)

(3) 閲覧及び開示・書面掲示

事業計画及び射務的容、建智規程の概要等の重要事項等は面面的程協派二点ページ (http://www.yamada-shakyo.or.jp)で閲覧できます。また、面面的社会福祉協議会情報公開規程に基づき開光的講できます。

9 事故発生時笈び繁急時の対応について

(1) 事故繁毕時の対応方法

緊事業所では、利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、常崎 科、利用者の家族等に進絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を譲かいで行います。

(2) 緊急時における対応方法

サービス提供でに利用者の体調や容体の整変、その他の繁急事態が生ったときは、速やかに下記の主治医療び家族等への強絡を行う等、必要な措置を講じます。

いりょうまかん めいしょう しゅ じい 医療機関の名称・主治医 でんわばんごう 電話番号	
繁急連絡先 氏名(利用者との続柄) 電話番号	

(3) 損害賠償保険への加入

はんじぎょうしょ かき そんがいばいしょうほけん かにゅう 本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

は見んがいしゃめい 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ほけんめい しゃかいふくしきょうぎかいそうごうほしょう 保険名 社会福祉協議会総合補償

補償の概要 サービス提供中事故、利用者・第三者に対する賠償責任の損失補償

10 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

きゃくさまそうだんがかり くじょううけつけまどぐち たんとうしゃ じ むきょくじちょう くろさわ ひろし のお客様相談係く苦情受付窓口(担当者)〔事務局次長〕 黒澤 寛 >

○受付時間 毎週月曜日~金曜日 8:30~17:15

くじょうかいけつせきにんしゃ く苦情解決責任者 「事務局長」 高橋 富士雄 >

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の芳を第三者装賞に選任し、地域住党の立場から 本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への 苦情やご意見は「第三者装賞」に相談することもできます。

く第二者委員>

地区名	なまえ 名削	ば <u>こ</u> う 備考
ゃまだち く 山田地区	竹内 幸司	売町職員、被災者相談支援業務
ふなこしち く 船越地区	ささき ぜんろう 佐々木 善朗	がなこしち くみんせいじどういいん 船越地区民生児童委員
※ました く 船越地区	まずき たかまた 一	しょうがいとしせったいひょう 障害者施設代表
大沢地区	社 谷 千代字	元保育士
豊間根地区	堀合 清和	たほうじんかいこしょうながたものら 他法人介護支援専門員

(3) 行政機関その他苦情受付機関

もまだまちゃくば 山田町役場	所在地 山田町八幡町3番20号
長寿福祉課 地域福祉係	電話番号 82-3111 (代表)
	ラヴァウェック 受付時間 8:30~17:15
いわてけんうんないてきせいかいいんかい 岩手県運営適正化委員会	所在地 盛岡市三本柳8地割1番3号(岩手県社会福祉協議会内)
	電話番号 019-637-4466
	受付時間 9:00~16:00

11 虐待防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めます。
 - ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - ② 虐待防止委員会の設置及び開催
 - ③ 成年後見制度の利用支援
 - (4) 苦情解決体制の整備
 - (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12 身体拘束の適正化について

- (1) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由、その他の必要な事項を記録し、次の措置を講じていきます。
 - ① 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催
 - ② 適正化のための研修の実施

13 衛生委員会に関する事項

事業所は、
いいでは、
いいでは

- ① 従業員が懲染源となることを予防し支、懲染の危険から夢るため、懲染を予防する備品を 備えます。
- ② 常染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会の設置。
- ③ 懲染症の学院及び、まん筵覧止のための指針の整備。
- ④ 常染症の予防及び、まん莚の防止のための研修及び訓練の実施。

14 職場におけるバラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な管動では 優越的な関係を背景とした管動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業。賞 の就業環境が書されることを防止するための芳鉛の開催化等の必要な措置を講じます。

15 事業継続計画に関する事項

- (1) 掌葉所は、懲薬や非常災害の発生において、利用者に対する影問介護の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下BCPという。)
- (2) BCPに関して従業資へ周知するとともに必要な研修及び訓練の実施。
- (3) BCPの定期的な覚賞しを行い、必要に能じて変量をするものとします。

れいわ 令和	年	がつ 月	E5					
きょたくかいこと居宅介護等	うき - です サービス	え の提供の	の開始に際し、	本書面に基づ	き重要事	項の説明を	行いました	た。
かんりしゃめい管理者名	c c c t t たんれ	₹ 季加 子	2					
世のめいしゃしょくら	بران <u></u>			氏名 ₋				
私は、! 同意しまし		基づいて	事業所から重要	事項の説明を	· 受け、 だ 受け、 に で の に に る に に る に に る に る に る に 。 に 。 に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に	だかいを終する 宅介護等サ	ービスの説	農供開始に
利用者住	骄 <u>ì</u>	やまだまち					_	
しめい 氏名								